



生徒指導部だより

第11号
令和5年3月
秋田県立十和田高等学校
生徒指導部発行

☆☆☆春休みに向けて…☆☆☆

3年生が卒業し、1・2年生は新学期に向けての教科や上級生になるための準備をする時期になりました。特に今年は十和田高校最後の年、いかに有終の美を飾るかを考え、実行に移す準備期間になります。十和田高校の伝統を統合校（仮称）に引き継ぎ、最上級生となる新3年生は最後の卒業生としての誇りを持って進路希望を達成し、思い出もたくさん作りましょう。新2年生は統合校（仮称）での生活に向け力を蓄えるようにしましょう。新型コロナウイルス感染は減少傾向ですが、感染防止対策に気を抜いてはなりません。

【行事編】



春季休業期間	3月21日（火）～4月4日（火）
3月20日（月）	修了式
27日（月）	表彰式・退任式・離任式
4月5日（水）	新任式・始業式・整容指導・昇降口指導（～10日）
6日（木）	入学式
7日（金）	対面式・部活動紹介
10日（月）	身体測定・スポーツテスト・個人写真撮影



③ 3月20日、27日、4月5日、6日は行事のため、女子は黒ストッキング（タイツ）、男子は白ソックス着用になります。儀式中、セーターの着用はできませんので、下着等による寒さ対策を忘れないでください。

【事故が発生した場合の緊急連絡】

- ①災害等が発生した場合 安全を確保して、十高メールで学校からの指示を待つ。
- ②事故が発生した場合 HR担任へ連絡する。または学校へ連絡する。
学校☎ 0186-35-2062

③土曜・日曜・祝日はメールで連絡をして下さい。

メールアドレス towada-contact@akita-pref.ed.jp

※本文に次の事項を記入して送信してください。

- ①学年・クラス・生徒氏名
- ②要件
- ③携帯電話等連絡先



【春季休業中のご家庭へのお願い】

1. 目標と目的を持ち、計画的かつ規則正しい生活をさせる。
2. 携帯電話の使用マナー・モラルについて家庭のルールをつくる。
（フィルタリングをする）
3. 各自の進路や生き方についての考えを深めさせられるような体験活動や読書をさせる。
4. 近所の人へのあいさつなど地域社会の一員を意識させた行動をとらせるとともに、外出の際には私服であってもさわやかな整容を心掛けさせる。
新型コロナウイルスの感染状況に注意し、場に適した予防策をとっていたたけるようお願いいたします。
5. 外出先や交友関係に注意し、特に男女交際は節度やけじめを保たせる。有職少年や社会人の車への同乗はさせない。
6. 歯科や長期治療を要する病気等はこの期間中に治療させる。
7. 服装が乱れていないか、友だちづきあいに問題はないか、深夜に出かけていないかなど、普段から子どもの行動に気を配って、機会を捉えて子どもに指導する。

【春季休業中のきまり】

① 生活

- ・外出時間 夜間の外出は夜9時までに帰宅すること。
※友人間の外泊はしないこと。
- ・高校生の利用が禁止されている場所（パチンコ店・飲み屋等）への出入りはしないこと。
- ・集会等を禁止する。
- ・問題行動（飲酒・喫煙・万引き・いじめ等）をしないこと。

② 交通安全

- ・自動車、オートバイの運転は厳禁する。ドライブや送迎目的で保護者以外の自動車やオートバイには同乗しないこと。
- ・交通ルールを守り、交通事故に遭わない、起こさないようにする。

③ 宿泊旅行・アルバイト

《宿泊旅行》私的な旅行(家族旅行を含む)をする場合は生徒指導用の「旅行届」の提出が必要です。オープンキャンパスや企業見学等で旅行する場合は進路指導用の「旅行届」になります。

※「旅行届」は3月14日(火)までに提出してください。

ただし、この期日以後に旅行をすることが決まった場合は速やかに学校に届け出てください。

《アルバイト》春季休業中のアルバイトは禁止になっています。

④ 登下校の整容

春季休業中であっても登下校は必ず制服を着用すること。

⑤ 自転車の利用について

3月31日までは自転車の利用は禁止です。4月以降は自転車に乗ることができりますが残雪や路面の凍結等の心配がありますので、状況を十分に把握した上での利用をお願いします。また、自転車通学を予定している生徒は改めて「通学届」の提出が必要になりますので、事前に自転車店で点検を受け、TSマークを貼って下さい。TSマークの有効期限は1年ですから、毎年新しいものを貼ることにしています。

⑥ 不審者

不審者に声を掛けられたら、すぐに避難して警察と学校に連絡してください。何をされたか、どんなことを言われたか、どんな状況だったのか。車種・色・ナンバーや不審者の特徴(性別、概ねの年齢、体格、服装、着用品)などを伝えます。今の時代であれば余裕があれば、スマートフォンで写真を撮るのが早いかもしれませんが、でも無理はしないで、まず避難し、安全を確保することが第一です。

【自転車安全運転五則改正！】

令和4年11月1日に自転車安全利用五則が改正されました。令和5年4月1日より施行されます。「自転車は車のなかま」ということで、車両の運転者として交通ルールを守って安全に利用しましょう。新しくなった自転車安全運転五則は、次のとおりです。

- ① 車道が原則、左側通行、歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



⑤ 2023年の道路交通法の改正により、全ての利用者がヘルメットを着用に努めなければなりません。

自転車の点検・整備に努めましょう。「自転車の利用について」で示したとおり、通学届を提出する生徒は自転車店で点検・整備を行う(有料)とTSマークを貼ってもらえますので、これで自転車損害賠償責任保険等に加入したことになります。しかし、通学には利用しないけれども家庭では自転車を利用するという人も自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられますので、TSマークを貼るか、すでに加入している保険で自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償または特約としてついているか確認してみてください。「特約」の名前は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など保険会社により異なります。

☆新学期早々に個人写真撮影です！

第1回目の整容指導が終わった翌週に個人写真撮影があります。正しい「十高生の整容」の姿で撮影できるように、春休み中に制服をクリーニングに出したり、髪を整えたり、心機一転の気持ちで準備しましょう。先輩として正しい整容を心がける姿勢を見せることが大切だと考えます。

免疫力向上・
脳を活性化させるためには適度な体力作りが必要です!!

☆生徒の皆さんは3/4(土)から5連休！何をしますか？

高校入試に伴い、3/6・7・8は休業日となり、4日からは原則として生徒校舎内立入禁止となっていますので注意してください。新型コロナウイルス感染には十分に注意しつつ、体力作りや、進路研究に取り組んでみてはいかがでしょうか。読書もいいですよ。

